

# 労働基準広報 2019 No.2014 12/11

## CONTENTS

**特集** 高齢期の就労と年金受給の在り方 ————— 6

### 繰下げの上限年齢を75歳に引き上げ 受給開始を60歳～75歳に選択可能など

(編集部)

●労働判例解説/キムラフーズ事件 ————— 17

同意のない賃金減額とパワハラに基づく損害賠償請求

**本人同意等のない賃金減額を無効とし  
人格権を侵害するパワハラ行為も認定**

(平成31年4月15日 福岡地裁判決)

(弁護士・新弘江 [光樹法律会計事務所])

●相談です！ 弁護士さん ————— 28

相談24「無期転換申込権が発生したら？」

～無期転換ルールと使用者側の対応～

**無期転換ルールは長期的視点で社員の  
育成が可能な使用者にも有用な制度**

(執筆/弁護士・雨貝義麿(平松剛法律事務所))

(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑬ ———— 38

**バイクで通勤途上、車に触れ  
転倒負傷。障害等級14級に不服**

(労働評論家・飯田康夫)

●NEWS ————— 1

◆ 女性活躍推進法等改正法の施行期日の政令  
案/パワハラ防止措置義務は来年6月施行

◆ 台風19号の雇調金特例措置を追加/助成率  
と支給限度日数引上げや受給制限廃止など

◆ 労働保険料等の納期限延長など/台風19号  
で多大な被害を受けた地域を対象に実施

◆ ㈲労働者健康安全機構が無料相談/台風19  
号等被災者の心と健康相談ダイヤルを設置

ほか

●本誌読者アンケート ————— 37

●労務資料 平成30年 労働安全衛生調査  
(実態調査)結果② ～事業所調査(2)～ ———— 40

●わたしの監督雑感 ————— 54  
愛知・瀬戸労働基準監督署長 橋本享

●労務相談室だより ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(37ページ)

#### 労務相談室

#### 回答者

労務一般 [募集時に受動喫煙防止措置に関する明示事項] 注意点は	48	弁護士・岡村光男
労働組合法 [派遣労働者へのセクハラで団交の申入れ] 派遣先が応じる必要は	50	弁護士・平井彩
雇用保険法 [教育訓練給付の受給手続き] 会社が代行できるか	52	特定社労士・三戸礼子

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内